

令和7年度愛媛県ゼロカーボン・ビジネスモデル創出事業 業務委託企画提案募集要項

愛媛県の地域脱炭素の実現に向けては、県内の二酸化炭素排出量の約6割を占める産業部門における脱炭素化に向けた取組みが重要となるが、中小企業者においては、専門的な知識・ノウハウ等の不足や取組みのメリットの見えにくさ、コスト負担などの理由から、大企業と比べて対応が遅れている状況にある。

このため、脱炭素を単なるコスト・負担とせず新たなチャンスと捉え、収益や新たなビジネス展開につながるモデルを創出するとともに、創出した優良モデルの普及展開により、地域脱炭素の促進に加えて、県内企業の脱炭素化に向けた意識向上や取組促進を図ることを目的として、ゼロカーボン・ビジネスモデル創出事業の企画提案を公募し、同業務の委託先を選定する。

1 募集概要

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 令和7年度ゼロカーボン・ビジネスモデル創出事業業務委託 |
| (2) 契約者 | 愛媛県知事 |
| (3) 採用方式 | 公募での企画提案方式 |
| (4) 委託期間 | 契約日から令和8年3月13日(金) |
| (5) 契約限度額 | 10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む) |
| (6) 採用予定件数 | 4件程度 |

2 募集事業

(1) 事業実施者

愛媛県内に主たる事業所を有する中小企業者が代表機関となり、複数の企業等で構成される企業連携体

(2) 募集事業

愛媛県内の地域脱炭素の促進のため、脱炭素に関連する分野において、収益や新たなビジネス展開につながる新規性の高いビジネスモデルの構築に関する提案を募集する。

具体的には、新規または既存の技術を単独又は組み合わせて活用した脱炭素に資する取組みを通じて、企業の収益向上や新たなビジネスの展開を図るもので、県内への普及展開が可能であり、実現可能性や温室効果ガス排出量の削減効果が高いものをビジネスモデルとして想定している。

3 募集業務の内容

(1) 業務内容

- ア ビジネスモデルの企画
- イ ビジネスモデルに係る実証事業やトライアルサービス等の実施
- ウ ビジネスモデルの構築

エ ビジネスモデルの普及展開の提案

オ ビジネスモデルに関する報告書（全体版及び概要版）の作成

(2) 成果の報告

業務終了後に、実績報告書及びビジネスモデルに関する報告書を提出する（県は、当該報告書等を活用し、創出したビジネスモデルについて県内への普及展開に取り組む）。

(3) 委託費の支払方法

委託契約業務完了検査合格後、委託業務に要した額と、契約金額のいずれか低い額を支払う。

※業務内容及び成果の報告に関する提出物の詳細については、別添「令和7年度ゼロカーボン・ビジネスモデル創出事業業務委託仕様書」による。

4 応募資格

次の(1)から(6)に掲げる要件をいずれも満たすこととする。

(1) 愛媛県内に主たる事業所を有する中小企業者（下記①、②の要件を満たす者）が代表機関となり、複数の企業等で構成される企業連携体

①中小企業者

業種	要件
ア. 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
イ. 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
ウ. サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
エ. 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下
オ. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
カ. 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が200人以下
キ. その他業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下

②対象者の範囲

対象となり得るもの
<ul style="list-style-type: none">・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社）・士業法人・中小企業組合（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）・個人事業主

- (2) 提案する業務計画について、他の機関から採択を受けていないこと。
- (3) 委託契約の締結に当たり、愛媛県から提示する委託契約書に合意できること。
- (4) 企業連携体の代表機関が、令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録済み又は企画提案書の提出時に愛媛県競争入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (5) 企業連携体の全構成員が以下の要件をいずれも満たすこと。
- ①国税及び県税に未納がないこと。
 - ②企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ④愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人でないこと。
 - ⑤会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 企業連携体の代表機関である中小企業者が、次のいずれかに該当するみなし大企業でないこと。
- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

5 応募手続

(1) 応募期間

令和7年3月5日(水)から5月7日(水)午後5時まで(必着)

(2) 応募方法

持参又は郵送により、必要書類（下記（4）参照）を提出すること。持参の場合における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までの間とする。

(3) 提出先

後述の「12 提出先」を参照

(4) 提出書類及び必要部数

提出書類及び必要部数については以下のとおり。ただしア～ウの書類は、1セットずつクリップ止めにする。

- ア 企画提案書（様式第1号） ……10部（正本1部、写し9部）
- イ 企画提案書（プレゼンテーション資料）※1 ……10部（ 〃 ）
- ウ 業務計画書（様式第2号） ……10部（ 〃 ）
- エ 企業連携体の代表機関の登記事項証明書（履歴 ……1部
事項全部証明書）
- オ 事業概要等（パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの） ……1部

※1：様式はA4横パワーポイント形式を基本とし、表紙を除き最大30枚までとする。

(5) 応募に係る留意事項

ア 応募件数

応募する件数の上限は設けない。

イ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

ウ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

エ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を提出すること。

オ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

カ 企画提案書等の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問書（様式第4号）により行うものとし、電子メールにて受け付ける。

- ① 受付期間：令和7年3月5日(水)から4月30日(水)午後5時まで
- ② 提出先：「11 問合せ先」を参照

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時、愛媛県環境・ゼロカーボン推進課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるもの等については、質問者に対してのみ回答する。

7 ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）

企画提案書を提出した者が7者以上ある場合は、表1の審査項目に基づき執行所属による書面審査を行い、評価の上位6者程度を、「8 契約候補者の特定（ヒアリング審査）」に示すヒアリング審査の対象者として選定し、選定通知書により通知する。

企画提案書を提出した者のうち、ヒアリング審査対象者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面（非選定通知書）により通知する。

8 契約候補者の特定（ヒアリング審査）

ヒアリング審査対象者に選定された者を対象にヒアリング審査を実施し、契約候補者を特定する。ヒアリングでは表1に掲げる審査項目に基づき数値（得点）で評価し、評価の合計が高い者から契約候補者として特定する。なお、同点の場合は、審査委員の協議により特定する。

ヒアリング審査は企画提案書及び業務計画書により行い、別資料による説明は原則として認めない。ただし、事前に愛媛県の了解を得た場合は、この限りでない。

(1) 実施日時 令和7年5月下旬～6月上旬（予定）

※詳細は決まりしだい、ホームページ等で別途案内する。

(2) 実施場所 愛媛県庁（松山市一番町4丁目4-2）又は県庁周辺会議室

(3) 所要時間

各提案者20分程度を予定（プレゼンテーション10分、質疑応答10分）。

※所要時間は、ヒアリング審査対象者の数に応じて変更する場合がある。

(4) 出席者

原則、業務責任者を含む計3名以内とする。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、書面により通知する。

(表1) 審査項目

審査項目		配分点
温室効果ガス削減効果	本事業の実施及び構築するビジネスモデルの県内への普及展開により、温室効果ガス排出量の削減につながる計画になっているか。また、温室効果ガス排出量の削減効果を定量的に示しているか。	30
新規性	脱炭素に関連する分野において、収益やビジネス展開が期待できる新規性の高い提案内容であるか。また、企画・構築するビジネスモデルは、愛媛県地域の実情に合った特徴的なモデルであるか。	20
県内への普及展開	構築するビジネスモデルの県内への普及展開の方法や戦略が、具体的に提案されているか。	20
実現性・収益性	構築するビジネスモデルはビジネスとして実現可能であり、県内への普及展開により収益が見込まれるか。	10
期間・経費	事業実施スケジュールや経費見積りに妥当性はあるか。	10
実施体制	事業を実施するに当たり十分な組織体制が整っているか。また事業実施に必要なノウハウやネットワークを備えているか。	10
合計		100

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 委託限度額を超えた場合
- (2) 応募期間を過ぎて提案書が提出された場合
- (3) 審査委員会に欠席又は遅れた場合
- (4) 不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合
- (5) 評価の公平性を害する行為があった場合

10 契約の締結

(1) 契約方法

契約候補者は、愛媛県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、「令和7年度愛媛県ゼロカーボン・ビジネスモデル創出事業業務委託仕様書」に基づき提案された内容を基本とするが、契約候補者と愛媛県との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく愛媛県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

契約に当たっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 16 に基づき契約保証金の納付を求める。ただし、契約候補者が愛媛県会計規則（昭和 45 年 4 月 1 日規則第 18 号）第 154 条に該当する場合は、この限りではない。

11 問合せ先

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進グループ

電話：089-912-2349 F A X：089-912-2344

E-mail：kankyous@pref.ehime.lg.jp

12 提出先

申込書類等は、郵送又は持参にて提出すること。

<郵送の場合>

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課
ゼロカーボン推進グループ 宛

<持参の場合>

〒790-0001 松山市一番町4-2 NTT 愛媛ビル2棟

愛媛県 県民環境部 環境局 環境・ゼロカーボン推進課
ゼロカーボン推進グループ